

(別紙様式2)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：埼玉県  
農業委員会名：朝霞市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年3月1日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	6	154	154	-	-	160
経営耕地面積	26	96	85	9	1	-
遊休農地面積	0	0.3	0.3	0	0	0.3
農地台帳面積	27	178	178	0	0	205

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	233
自給的農家数	77
販売農家数	156
主業農家数	45
準主業農家数	32
副業的農家数	79

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	312
女性	139
40代以下	52

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	26
基本構想水準到達者	5
認定新規就農者	0
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	20	20
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	3
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	164 ha	33.32 ha	20%
課 題	都市近郊という地域性から農地を資産として保有する傾向にあり、農地の貸出しや移転など出し手を確保することが難しい状況にある。また、農業従事者の高齢化や後継者不足など農業に従事する者が減少しており、市街化調整区域においても農地転用などにより農地が集積しにくい傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
33.62 ha	34.38 ha	2.03 ha	102%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・7月～9月：土地利用状況意向調査 ・10月以降：調査に基づく個別調整作業(個別聞き取り作業等)
活動実績	・9月～12月：遊休農地所有者などに対して、他の担い手などに農地を貸し付ける意向があるか調査を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用集積については今後推進する必要があるため、意向調査の結果を踏まえ、制度の周知を図っていく。
活動に対する評価	意向調査の結果を踏まえ、利用権設定の周知等、今後も活動を継続していく。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課題	就農意欲がある若手が少ない上に、農業経営を開始する際の資金や農地の確保、営農技術の習得等が課題とされる。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
0 経営体	0 経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
0 ha	0 ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	市産業振興課及び埼玉県と連携し、新規就農を検討している方に対する利用権による農地の賃借等について、随時、相談を行っていく。
活動実績	市産業振興課及び埼玉県と連携し、新規就農を検討している方に対する利用権による農地の賃借等について、随時、相談を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	妥当である。
活動に対する評価	新規就農者等の確保に向けて、より一層連携する必要がある。

## IV 遊休農地に関する措置に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	164. 4 ha	0. 4 ha	0.24%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の解消が一時的なものとならないよう指導を徹底する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0. 4 ha	0. 1 ha	25%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	23人	7月	8月～10月
調査方法		1. 農地パトロール等で遊休農地を把握する。 2. 農業委員及び農業委員会事務局職員が市内全域の農地を調査する。 3. 納税猶予特例適用農地を明確にして調査する。		
農地の利用意向調査		調査実施時期:11月		
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
			22人	7月
調査実施時期 12月		調査結果取りまとめ時期 12月		
農地の利用意向調査		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
調査数: 6筆		調査数: 筆	調査数: 筆	
調査面積: 0. 3ha		調査面積: ha	調査面積: ha	
その他の活動		農業委員による日常的なパトロールを実施。		

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	現在の目標値を維持できることが望ましいが、状況に応じて目標値の見直しを行うことが必要。
活動に対する評価	利用状況調査を円滑に実施し、遊休農地の解消が一時的なものとならないように指導を徹底することが必要。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	164 ha	0. 22 ha
課 題	農地法の手続きを経ずに転用されてから相当年月が経過している場合が多く、遡っての指導が困難である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0. 22 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	○違反転用の是正指導 違反転用者に対する直接指導、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施。 ○違反転用の発生防止に向けた取り組み 6月 農業だよりを活用し、違反転用は犯罪である旨を周知。 7月 農地パトロールを実施。
活動実績	6月15日 農業だよりを活用し、違反転用は犯罪である旨を周知。 7月1~10日 農地パトロールを実施。
活動に対する評価	違反転用がされた案件の多くが10年以上経過しており、現時点からの改善指導等は困難であるため、今後は違反転用を増加させない活動に重点をおくことが望ましい。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等 詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 14 件、うち許可 14 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、農業委員及び事務局職員が現地調査並びに必要に応じて申請者に対する聞き取りを行っている。					
	是正措置	—					
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。					
	是正措置	—					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		14 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
	是正措置	—					
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえ公表している。					
	是正措置	—					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	15日		
	是正措置	—					

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 15 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、農業委員及び事務局職員が現地調査並びに必要に応じて申請者に対する聞き取りを行っている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえ公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	21日
	是正措置	—			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	29 件 公表時期 平成28年 3月
		情報の提供方法:	ホームページで公表。
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	106 件 取りまとめ時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法:	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	212 ha
		データ更新:	農地の利用状況調査や農地法の許可等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
		公表:	
	是正措置	—	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

	〈要望・意見〉
農地利用最適化等に関する事務	〈対処内容〉

	〈要望・意見〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している